

ICT街づくり推進会議 スマートシティ検討WG（第5回）

1 日 時

平成29年2月21日（火） 13:00～14:30

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

（1）構成員

徳田主査、東構成員、石村氏（大西構成員代理）、大橋構成員、小笠原構成員、  
佐藤構成員、関構成員

（2）プレゼンター

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、大阪大学、三菱総合研究所、  
消費者行政第二課

（3）オブザーバ

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部  
事務局、国土交通省都市局都市政策課

（4）総務省

吉田情報通信国際戦略局参事官、高地情報通信国際戦略局参事官、湯本消費者行政  
第二課長、松田情報通信政策課課長補佐

4 議事

- （1）ICT街づくり推進会議の開催結果の報告等
- （2）関係者からのプレゼンテーション
- （3）「ICTスマートシティ整備推進事業」執行に係る要件等

5 議事概要

- （1）ICT街づくり推進会議の開催結果の報告等  
事務局より資料5-1について説明が行われた。

## (2) 関係者からのプレゼンテーション

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より資料5-2、大阪大学より資料5-3、三菱総合研究所より資料5-4、消費者行政第二課より資料5-5について説明が行われた。

出席者の主な発言は以下の通り。

○東構成員：官民データ活用推進基本法において、こういったスマートシティのデータプラットフォームが位置づけられたということは非常に良い。

（大阪大学への質問として）今後、横のつながりや海外のつながりなどを具体化の上社会実装を行っていくタイミングかと思うが、社会実装に向けて最も必要なものなどを聞きたい。

（消費者行政第二課への質問として）個人情報の関係で民間事業者や研究機関はデータ利活用に及び腰になることが多いが、関係者による連携を密にすることで社会実装が進むと思う。今後、基本法に基づいて大阪府などの自治体も計画を策定しなくてはいけなくなるが、これを進めるにあたって、内閣官房と総務省の連携体制は現状どうなっているのか聞きたい。

○大阪大学：個人情報の扱い方についてはやった者損になることが多く、先に取り組んだ者がリスクをとらなくてはいけない形になってしまっている。その意味で、消費者行政第二課の取組は非常に有り難いもので、官がこういう事例を示してもらえると勇気づけられる。

○消費者行政第二課：IoT推進コンソーシアムの中でも企業だけでなく自治体からも要望が出つつある状況。やった者損にならないよう、どう上手く溝を埋めていくかが課題と考えており、IT室以外では個人情報保護委員会も同じ方向性で具体的な検討をしているところ。内閣官房や個人情報保護委員会、経産省など関係省庁で一層情報を共有しながら進めていきたい。

○石村氏（大西構成員代理）：官民データ活用推進基本法などの後押しもあって、ビッグデータを活用した行政課題の解決などを自治体とともに取り組むことも多い。しかし、官からのデータを使った分析などは非常にしやすい環境にはなったが、民からのデータ、特にバス停情報など準公共データについては後一押し足りないので事例を積み上げることが必要。

（消費者行政第二課への質問として）カメラ画像の利活用ガイドブックを策定頂いた点については非常に有り難いが、忠実に準拠するとなるとポスターを都度配

付しなくてはならない。何かロゴマークのようなものを定めてもらえると市場の理解も進むのではと期待しているがどうか。

- 消費者行政第二課：このガイドブックを検討する過程でも似たような議論を行った。例えば、街角の防犯カメラは利用者にはかなり認知されており社会的に許容度が高いが、データ利活用目的のカメラについても今後どれだけ認知されるかが一つの鍵。そういった観点でロゴマークのアイディアを頂いており、今後検討していきたいと考えている。
- 大橋構成員：データ利活用のためには、一般の生活者の方々に対して周知を行い、理解を深めて頂くことが重要。先日の記事で取り扱われたが、スマート家電を使用する際には自分の個人情報を提供しなくてはならない場合、約25%の人々は使用しないとのこと。もちろん現時点での話ではあるものの、カメラ画像利活用ガイドブックについても同様で、やはり生活者にとってのメリットをある程度理解頂くことが必要ではないかと思う。
- 小笠原構成員：正直に申し上げますと、いつまで配慮というもので時間を取られるのかとここ数年感じている。福岡市の高島市長が仰っていたように、まずは規制を取っ払ったまちづくりを更地で行うといった特区的な取組も有効。リビングラボのように、まずは取り組み失敗すれば改善していくといった早いサイクルで進めないと、後進国にもいずれ負けるだろうと感じている。
- 佐藤構成員：（消費者行政第二課への質問として）このガイドブックの考え方について、国際的にはどういう位置づけになるのか、海外比較でいうと厳しい位置になるのか聞きたい。
- 消費者行政第二課：一般論的には、EUはデータ保護指令があるため厳しいというのが現状。一方、日本は特別厳しいというよりはプライバシーの観点で比較的炎上しやすいことがあるため、その観点も含めて検討している。
- 関構成員：（事務局への質問として）官民データ活用推進基本法の資料に記載されている、「官民データ活用基盤」というものが事務局で説明しているスマートシティの共通基盤を指しているのか。そもそも、国が自ら基盤を運用するものなのか聞きたい。
- 事務局：あくまで例示として挙げられているものであり、法で示している基盤の役割

を果たすものは多数現れるものと想定。一般論的には国が運用することもあり得る。

○関構成員：データを共有していく仕組みとしては1カ所に集めないと中々共有されな  
いが、現実的にはハブのように連動していく仕組みになるのではと思う。もし、国  
がプラットフォームを運用するのであれば、皆に使われるために、オープンな標準  
かつ国際的に活用されている技術を活用することや、現状展開されている民間サー  
ビスとかけ離れすぎないように配慮したほうが良い。

(3) 「ICTスマートシティ整備推進事業」執行に係る要件等

事務局より資料5-6について説明が行われた。

出席者の主な発言は以下の通り。

○関構成員：（事務局への質問として）申請できる主体というのは民間か。

○事務局：まずは地方公共団体自ら主体となることを想定。このほか、何らかの形で地  
方公共団体が事業を統括しつつ、一般社団法人などの民間団体が申請するといった  
こともできるような仕組み。

○佐藤構成員：必須条件である、「スマートシティのバージョンアップを図ること」に  
ついては少しハードルが高いように思う。

○小笠原構成員：（事務局への質問として）実際に動いているまちがデータ収集・提供  
の対象になるのか。また、特定の地域でかなり小さなエリアで試すといったことも  
視野に入っているのか、

○事務局：データ連携基盤の構築を中心として支援しようと考えており、これを回して  
いくための仕組みづくりの部分も含めて申請可能とする予定。対象地域についても、  
街区レベルや鉄道沿線、都市全体など様々なレベルで考えている。

○石村氏（大西構成員代理）：（事務局への質問として）具体的にはこういった採点項  
目で外部評価を行うのかを聞きたい。また、今回スコープとしているのはICTを  
活用したスマートシティ化を可能とする基盤づくりや仕組みづくりと認識している  
が、推奨条件における「更地からの再開発については、PPP/PFIによりハー  
ドと一体で整備すること」について、箱物のような印象も受ける。このあたりの考  
え方を聞きたい、

○事務局：本日議論頂いた内容や必須条件などをもとに今後採点項目をつくり、その項

目に基づいて評価をして頂く流れとなる。後者については、第一次取りまとめにおいてもファイナンスを工夫することと示していることを踏まえて記載したもの。本事業の補助率が1/2であることも鑑みて、SIBやPPP/PFIなどの資金調達方法を活用することが自己負担分に関する対処の選択肢になるのではと考えている。

○東構成員：「データ利活用型スマートシティのエコシステム」で記載されている「地方銀行」については「金融機関」という表現にしたほうがSIBやベンチャー投資の仕組みが入りやすいかと思う。推奨条件である、民間資金の積極的投入については、来年度中に実際に行えるか不安定なところもあるため、ビジョンや計画などの策定といった記載ぶりにとどめておいたほうが官民協働ファイナンスの仕組みが作りやすい。また、大阪大学から説明のあったように、共有型経済となった世界であれば資産保有型でなく、リースやレンタルのような金融で共有していくというアプローチが広がるだろうと考えているため、こういった考え方も組み込んで頂けると良い。

○徳田主査：「データ利活用型スマートシティのエコシステム」について、申請者サイドにも意識してもらう必要がある。提案事業にはどういったステークホルダーがおり、どういう形で持続可能になるのかが分かるよう、申請者が考えるエコシステムを図式化して明示して頂くことで外部評価も議論がしやすい。また、IoT推進コンソーシアムで議論としている一つに、野良IoTデバイスがはびこってしまうと制御できない形で、DOS攻撃などが発生してしまうことがある。近年、テレビやロボットでも脆弱性が顕在化しつつあり、ガイドラインに則った何かしらのロゴマークなどを早めにつくり、そのガイドラインに則ったIoTデバイスにマークなどを付与できるような仕掛けができると、消費者も安心できる。

以 上